

令和８年度 奄美群島バイヤー招聘事業 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和８年度奄美群島バイヤー招聘事業業務委託

2 履行期限

令和９年３月３１日（水）まで

3 事業目的

奄美群島における農林水産物の加工品等を扱う小規模事業所等においては、遠隔地というハンディがあり、県内外で行われる商談会や販売会への参加はハードルが高く、販路先の拡大及び商品ＰＲ等に課題を抱えている。

そのため、本事業を実施し、県内外で行われる商談会等への参加が困難な事業所等に対して、「地域の特色ある特産品」や「高付加価値商品」を取り扱っているバイヤーやＥＣサイト管理者等（以下「バイヤー等」）を奄美群島に招聘し、セミナー、事業所等視察、個別商談会等を実施し、販路先の拡大や商品ＰＲ等を図る。

4 事業費

３，５７５千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 委託業務内容

(1) 沖永良部島、与論島の各島において、以下の業務を令和９年１月末までに、それぞれ実施すること。

- ① 販路拡大、付加価値向上、価格転嫁等をテーマとしたセミナー（ハイブリッド方式）の開催
- ② バイヤー等による小規模事業所等の現地視察
- ③ バイヤー等と小規模事業所等との交流会の現地開催
- ④ 個別商談会の現地開催

※ 沖永良部島、与論島以外の小規模事業者等もオンライン参加可とする。

(2) 委託内容

- ① (1)の業務実施に係る企画・運営及び周知・案内
- ② セミナーの講師の選定・招聘
- ③ バイヤー等の選定・招聘

※ バイヤー等の選定については、沖永良部島及び与論島の地域特性を踏まえ、最適と思われるバイヤー等の候補を５～１０社程度選定し、その理由を記載すること。

- ④ 島内での移動手段及び会場等の選定・確保
- ⑤ 参加者の募集・集計
- ⑥ 個別商談会後の情報収集・フォローアップ

※ 個別商談会後の情報収集・フォローアップについては、令和９年３月１７日（水）まで実施すること。

6 対象経費

本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、報酬、謝金、旅費、役務費、需用費、使用料及び賃借料、委託費、保険料など）

(1) 事業全般にわたって以下の経費は委託金額の対象外とする。

- ① 国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ② その他、事業との関連性又は妥当性が認められない経費

7 業務の実施

(1) 本事業が、県からの委託に基づく公的事业であることを十分認識し、業務の実施に当たり県の指示に従うとともに、適正な事業及び経費の執行に努めること。

(2) 契約から支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(3) 事業を実施するに当たり、県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

8 業務の報告等

受託者は、委託業務の業務状況及び執行管理を明らかにするために、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに、上記5に係る事業計画を作成の上、県に提出し、承認を得るものとする。

(2) 委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届（別記第2号様式）を提出すること。

(3) 委託業務終了届の提出にあたっては、実績報告書（別記第3号様式）を添付するものとする。

(4) 委託業務終了届提出時に以下の成果物（紙3部及びデータ）についても併せて提出すること。

① 事業報告書

※ 電子データについては、事業の成果確認及び県ホームページ等への掲載を想定。

9 その他

(1) 事業の成果物の著作権については、受託者に帰属するものとし、委託者が公益目的で成果物を使用する場合には無償で利用できることとする。

なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととする。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し、調整を行うこと。

(3) 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。

(4) 本事業の一部について、再委託を行う場合は、事前に委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

(5) 仕様書と異なる事項又は仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成す

るために、よりよい手法、技術又はアイデア等があるときは、独自提案として、積極的に提案すること。